

「公立学校における日本語指導の在り方に関する調査」調査結果について

1. 経緯等

文部科学省では、公立学校における日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方等について、具体的な検討を行うため、「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」(平成24年4月11日初等中等教育局長決定)を設置した。

その第1回検討会議の中で、公立学校における日本語指導のうち、一定の要件を満たすものについては、「特別の教育課程」として位置付ける方向で検討することが確認された。

「特別の教育課程」の創設にあたっては、教育現場の実態・意向等を把握すること等の意見が示されたことも踏まえ、本調査を実施した。

2. 調査の概要

【実施地域】 全都道府県（回答数 46都道府県）

【調査対象】 各都道府県教育委員会
公立小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

【調査期間】 平成24年6月13日～平成24年7月20日

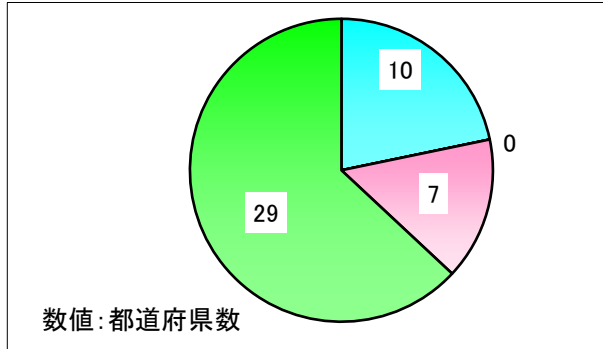
【調査方法】 ○「特別の教育課程」の創設に関わる意向について
各都道府県教育委員会の帰国・外国人児童生徒教育担当者が調査票に回答。

○平成23年度の日本語指導の実施状況等について
各校からの回答を、各教育委員会にて集計し、都道府県教育委員会が回答。

※本調査結果は、検討会議(第2回)で検討課題となっている事項に係る項目をまとめた。

問1. 資料3 p9の案のように、公立学校における日本語指導のうち、一定の要件を満たすものを「特別の教育課程」として位置付けることができることとした場合、多くの学校においては、「特別の教育課程」たる日本語指導を行う意向はあると考えますか。

都道府県数	
① ある	10
② ない	0
③ 「特別の課程」としても実施するが、課程外としての指導も行う	7
④ 現段階では不明	29

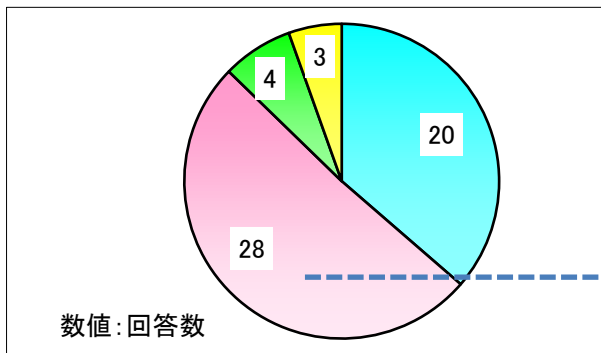


問2. 「特別の教育課程」たる日本語指導を行えることとなったにも関わらず、実際に行わない理由として、どのようなものが考えられますか。【自由記述】(複数回答)

回答都道府県数: 31

31都道府県より得られた回答(自由記述・複数回答)について、4つの内容に集約し分類

都道府県数	
① 従来からの地域人材の活用等による「入り込み指導」「取り出し指導」が定着	20
② 指導員の確保、指導カリキュラム、評価方法などの環境整備が不十分	28
③ 通級指導における場所の確保・送迎などの問題	4
④ 必要性を感じていない(情報不足)	3



〔補足〕②の内訳

指導者不足(専門性の不足を含む)	19
カリキュラム未確立	4
評価規準・評価基準の未整備	2
その他	3

問3. 「特別の教育課程」たる日本語指導の目的又は内容に関する意見【自由記述】

(目的)

回答都道府県数: 7(複数回答)

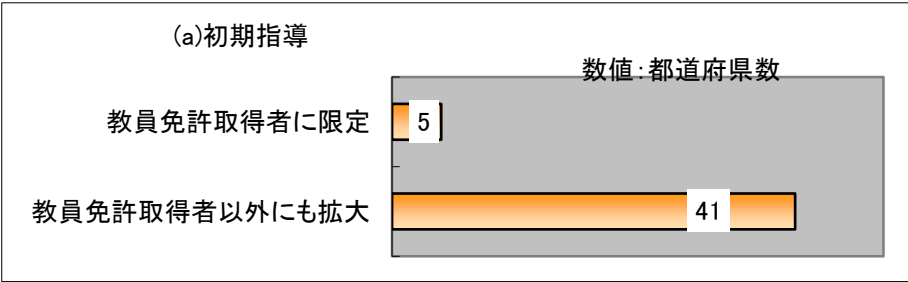
- 学習指導要領に準じるような指針が必要
- 初期指導においては日本語能力の向上を目指す、その後は「入り込み指導」を中心に在籍学級での指導に力を入れたい
- 「日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力」とは、どのようなものか明確にすべき(2)
- 日常生活における日本語能力の向上
- 在籍学級において日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力の育成(2)
- 支援が必要な児童生徒の教育に資する内容であると理解している

- 習熟度によって3段階程度に分けて、基本の指導プランを示してほしい
 - 日本の風習文化の指導が必要
 - 高等学校の場合、卒業後の進路が開けるように、日本語能力試験(N2)レベル(*1)程度の能力の育成
 - 児童生徒用の教科書的な教材、教師用指導資料が必要
 - 在籍学級における「入り込み指導」について、特別の教育課程に含めていただきたい
 - 柔軟な対応が許容されるという条件の下で、「取り出し指導」「通級指導」を「特別の教育課程」として位置付けてほしい
 - 「だれが」「いつ」「どこで」「どのように」指導を行うのか、またその系統についても示すことが求められる
- *1 レベルの目安・・・日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる
(「日本語能力試験公式ウェブサイト」より)

問4. 指導の補助者の要件について

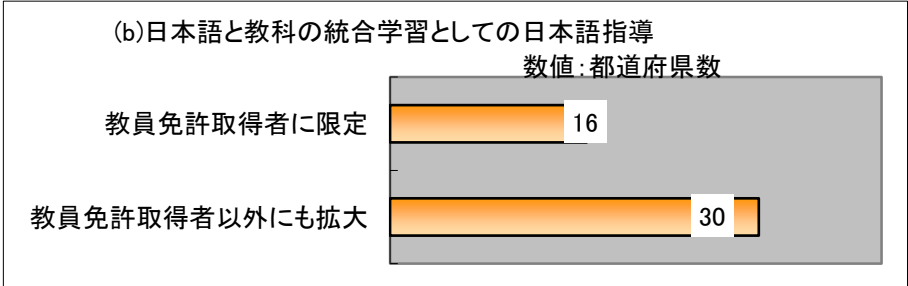
(a)初期指導

	都道府県数
① 教員免許取得者に限定	5
② 教員免許取得者以外にも拡大	41



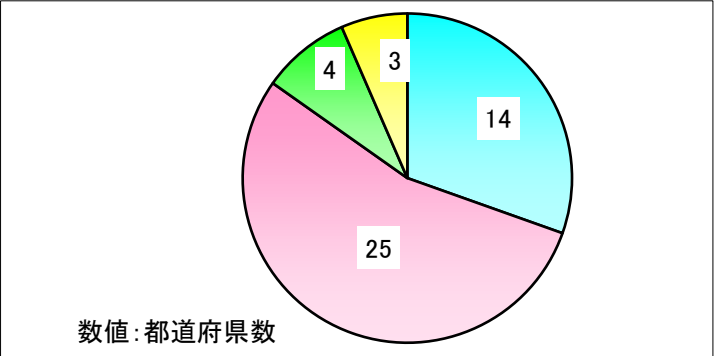
(b)日本語と教科の統合学習としての日本語指導

	都道府県数
① 教員免許取得者に限定	16
② 教員免許取得者以外にも拡大	30



問5. 問4. の回答にあたり、①~④のうち、どの観点を重視しましたか。(複数回答)

	都道府県数
① 教育課程として位置付ける日本語指導	14
② 地域における専門的な人材の活用	25
③ 現在教育現場において課程外で行われて いる日本語指導の多くを「特別の教育課程」 として認めていくことが重要	4
④ その他	3

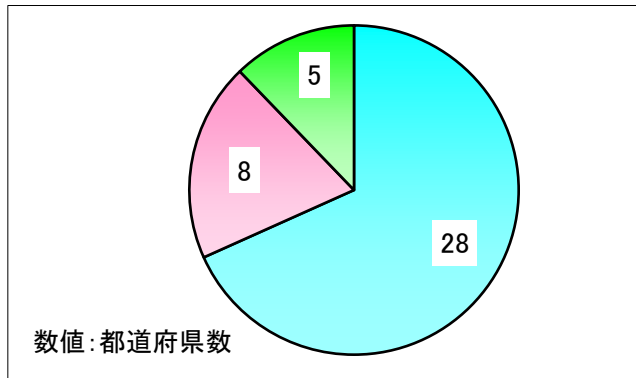


- 【その他記述】
- ・ 母国語を理解できる人材の活用
 - ・ 外国語と日本語ができる人材の確保
 - ・ 教育課程として位置付ける日本語指導(指導計画の作成、児童生徒の学習評価の実施も含む)としての一定の質を担保するとともに、地域における専門的な人材を確保したいため

問6. <問4. で②に○をした場合のみ>…該当都道府県数:41

教員免許取得者以外の人材を「特別の教育課程」たる日本語指導の補助者として認める場合、一定の要件を課すべきであると考えますか。

都道府県数	
① 一定の要件を課すべき	28
② 特段要件を課さなくともよい	8
③ 記入なし	5



問7. <問6. で①と回答した場合のみ>…該当都道府県数:28(複数回答)

教員免許取得者以外の人材に課す「一定の要件」として、どのようなものが考えられますか。

都道府県数	
① 日本語指導の経験を有すること	19
② 教育委員会による研修を受けること	17
③ その他	8

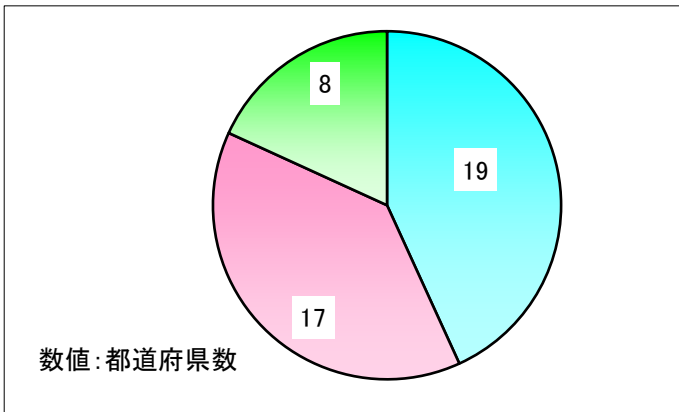
※経験年数について (無記入6)
1年以上(7) 2年以上(2) 3年以上(4)

※研修期間 (無記入4)
1日(2) 2日(4) 3~5日(5) 10日以上(2)

※研修の頻度 (無記入2)
1回/年(4) 2回/年(6) 3回/年(5)

【その他記述】

- ・ 教育研究所における9日間の講座を受講し、言語の習得について研修させることが考えられる。
- ・ 外国語と日本語が出来ること
- ・ 高い日本語と母語の能力が証明できる資格の取得
- ・ 関係機関・団体との連携の観点から、県・国際交流協会などが主催する日本語指導養成講座などの修了者
- ・ 日本語指導の経験、子どもの指導に携わった経験、語学力等
- ・ 対象児童生徒の母語に堪能なこと
- ・ 大学等において日本語指導課程を修了した者、国際交流協会等の通訳リスト等に掲載されている者
- ・ ①、②の両方を必須条件とせず、地域の実情に応じて、経験年数、研修期間のいずれかを重視しつつ、地域人材を幅広く活用できるようにしてもらいたい。



問8. 「特別の教育課程」たる日本語指導の指導形態(主に場所等)への意見【自由記述】(複数回答)

回答都道府県数:8

対象としたい場所: 公民館(4) 教育センター(2) 国際センター(2)

理由: ●実際に指導が行われている実態があるため

●特別支援教育の通級指導や適応指導教室、受入促進事業のプレスクールなどのイメージ・観点から

●学校の統合による学区の拡大のため、近隣校までの移動が難しい場合があるため、学校間にある公の施設の活用が望ましい

問9. 学校以外の指導場所で、教員(又は教職経験者)による日本語指導が行われている市町村数

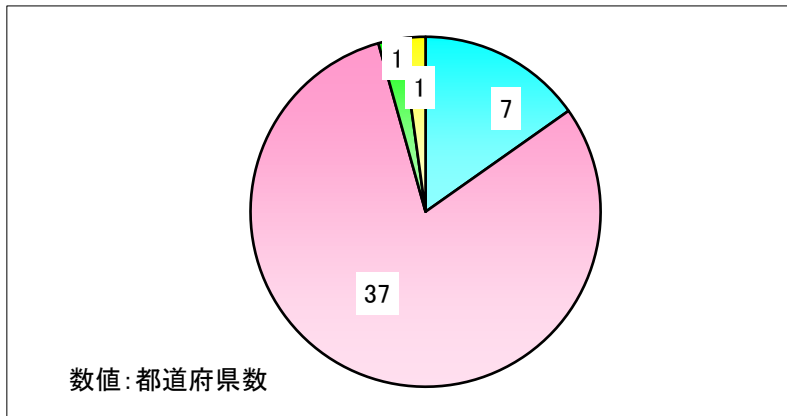
回答都道府県数:11

市町村数: 21

問11. 「特別の教育課程」たる日本語指導を認める場合、対象とする学校種について

都道府県数	
① 小・中学校及び中等教育学校(前期課程)	7
② ①+特別支援学校小・中学部	37
③ その他	1
④ 記入なし	1

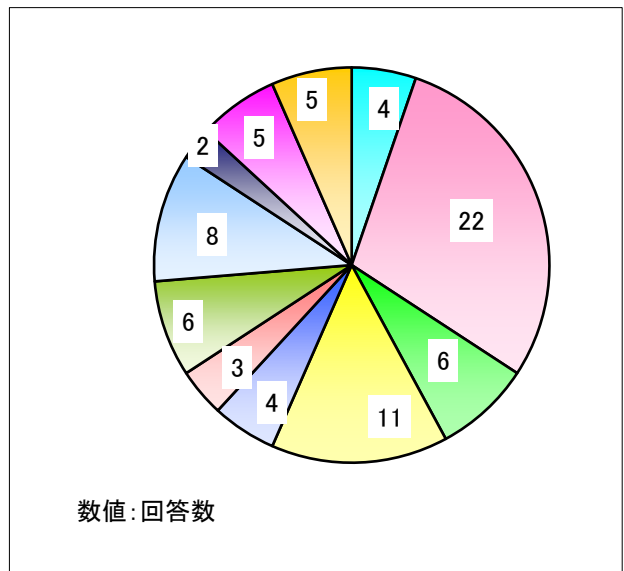
【その他記述】・②+高等学校



問14. その他の意見・質問【自由記述】

22都道府県より得られた回答(自由記述・複数回答)について、10の内容に集約し分類

都道府県数	
① 日本語指導において「特別な教育課程」は有意義である	4
② 人員確保と適正配置のための予算措置への要望	22
③ 教員及び外部指導者への系統的な研修機会の確保	6
④ 指導内容(教材、カリキュラムなど)・評価規準等を明確にしてほしい	11
⑤ 一人ひとりに応じて柔軟に対応できるよう、ある程度の幅を持たせてほしい	4
⑥ 「入り込み指導」を特別な教育課程の中に含めて欲しい	3
⑦ 児童生徒の教育のみならず、その保護者に対する説明・支援などが必要	6
⑧ 高校への入試制度の見直しや高校の受入体制の改善	8
⑨ 特別支援学級との違いを明確にする必要がある	2
⑩ 母語による支援の必要性	5
⑪ その他	5



【その他ご意見】

- ・ 幼稚園等就学前段階における日本語指導についても検討する必要がある
- ・ サバイバル日本語については、集中して学ぶことのできるセンター校の生徒を設けることが可能になる体制づくりを望みます
- ・ 要日本語指導児童生徒について人数が多いから支援するというものではなく、一人でもいたら子どもの将来に関わる大きな問題として支援できる体制を構築することが大切
- ・ 小規模校における「特別の教育課程」たる日本語指導が充実できるか不安である
- ・ 国・算はもちろん、理・社等の言葉が難しく、そのあたりを配慮していただきたい

6. 今後の主な検討課題①(案)

①公立学校において教育課程の中で行う日本語指導の在り方

○指導の目的

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒一人一人の日本語能力、生活や学習の状況、学習への姿勢や態度などを多角的に把握した上で、
 - ①日本語能力の向上
 - ②在籍学級において日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力の養成を目的として行われるべきもの。

○指導の内容、形態及び場所

【内容】 上記の指導目的に則って行われている。

【形態】 教員(又は教職経験者)が指導を行っており、授業時数の1単位時間が学校教育法施行規則に定める小・中学校等の1単位時間(45分又は50分)に準じている。

【場所】

教育課程 : 在籍学級

特別の教育課程 : 自校での「取り出し指導」、他校への通級指導

参考： 公立学校において教育課程の中で行う日本語指導と新たに「特別の教育課程」に位置付ける場合の日本語指導(案)

指導の場所	指導形態	指導内容
自 校	在籍学級での指導	・児童生徒の日本語能力等に応じて、 <u>学級担任又は教科担当の教員が教科指導の中で当該児童生徒に対して配慮をするほか、「入り込み指導」を行う。</u>
	「取り出し指導」	・児童生徒の <u>在籍学級以外の「日本語教室」</u> 等で、個別又は小集団による日本語指導を行う。
	放課後等の指導	
他 校	通級指導	・児童生徒が <u>他校</u> において、個別又は小集団による日本語指導を行う。
	放課後等の指導	

→ の日本語指導を「特別の教育課程」として位置付けることとしてはどうか。

※1 「取り出し指導」: 児童生徒の在籍学級以外の教室で指導を行うもの。

※2 「入り込み指導」: 児童生徒の在籍学級での授業中に日本語指導担当教員や支援員等が教室に入り、支援するもの。

※3 同一児童生徒が、同時期に、在籍学級での教科指導に加え、「入り込み指導」や在籍学級外への「取り出し指導」、他校への通級指導を並行して受けることもある。なお、学校外の施設において、個別又は小集団による日本語指導を受ける場合もある。